

## 大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正

### (行路・交番)に関する業務委員会を開催！

2月7日、地本は「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れ（1月22日付）について関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田組織部長、西教宣部長、渡邊組織担当部長、笹田業務部長。会社側は、廿楽人事課課長代理、高橋運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

#### 「申」第15号「大阪大地・第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れ

1月10日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示したが、この間東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考え、「新幹線車内業務の見直し」における新幹線車掌3名から2名体制になり、更に効率化による労働強化を強いられているのが現状であると考えます。

次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全・健康が確保されていない内容となっているため、以下のとおり申し入れる。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

#### 1. 勤務指定について

①小交番制を廃止し、大交番制にすること。

【会社回答】 そのような考えはない。

②交番順序「乗組・予備・乗組・予備・予備・予備」の6ヶ月パターンを「乗組・予備・乗組・予備・乗組・予備」とすること。

【会社回答】 そのような考えはない。

③翌月分勤務における休日出勤を指定する場合は、毎月10日の勤務予定表にて発表すること。

【会社回答】 そのような考えはない。

④予備担当乗務員の休日を毎月10日の勤務予定表にて発表すること。

【会社回答】

そのような考えはない。現在、就業規則を上回る措置として交番勤務者に対して休日予定発表を行っているところであるが、予備勤務者に対して同様の措置をとることは勤務作成の都合上難しいものと考えている。

⑤予備担当乗務員についても就業規則第55条の則り、前月25日までに翌月分の全ての勤務を指定すること。

【会社回答】

勤務指定後の突発事象等に対応するため、一定数は空欄で発表しているが、予備月は、交番月と同様に行路番号を指定し発表している。

⑥予備の勤務指定についても交番作成基準に基づいて勤務指定すること。

【会社回答】

乗務割交番作成規定は、あくまでも行路及び乗務割交番作成上の基準であり、予備勤務者にまで適用されるものではないが、配慮はしている。

## 2. 準備報告時間について

①車掌及び運転士行路における準備報告時間の実測は、何時したのか明らかにすること。

【会社回答】

準備報告時間については、各項目の詳細を明らかにする考えはないが、業務に必要な時間は確保している。

②車掌及び運転士行路における準備報告時間の作成基準を明らかにすること。

【会社回答】 同上

③アルコール検査の実施に伴う時間について、明らかにすること。

【会社回答】

アルコール検知に必要な時間は確保している。

④臨行路における案内カードは、会社が責任をもって作成すること。

【会社回答】 現状で対処されたい。

## 3. 行路について

①食事時間については、十分な時間を確保すること。少なくとも労働外時間として30分以上を確保すること。

大阪第一運輸所行路・・・M・T・B311・315・317 行路、B1301・1304・1305 行路、S1354・1355 行路

大阪第二運輸所行路・・・M・T・B410・414・415 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等に基づくと共に、労働時間や列車種別・出先地など多くの要素を踏まえて作成しており、現行通りとする。出先地での労働外時間については、一部短い箇所があっても、その前後どちらかに食事が取れる労働外時間を設ける配慮をしている。

②運転士の一丁半行路における大井車両基地への入出庫担当を廃止すること。

大阪第一運輸所行路・・・B304・306・308・309・310 行路

大阪第二運輸所行路・・・B404・405・406・407 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等に基づくと共に、労働時間や列車種別・出先地など多くの要素を踏まえて作成しており、現行通りとする。

③運転士のM行路における日比津車両基地への入出庫担当を廃止すること。

大阪第一運輸所行路・・・B313・315 行路

大阪第二運輸所行路・・・B411・413 行路

**【会社回答】 同上**

④運転士の臨行路一丁半及びW行路における各車両基地への入出庫担当を廃止すること。

**【会社回答】 同上**

⑤行路の拘束時間については、日勤10時間以内、泊24時間以内で作成すること。

大阪第一運輸所行路・・・M・T・B301・302 行路、B1301 行路、M・T・B304・307・315 行路、B1303・1304・1308 行路

大阪第二運輸所行路・・・M・T・B401・402 行路、B1402・1403 行路、  
M・T・B403・406・410・413 行路

**【会社回答】 同上**

⑥東京段落ち時間を2時間以内にする。

大阪第一運輸所行路・・・M・T・B301・302 行路

大阪第二運輸所行路・・・M・T・B401・402 行路、B1409 行路

**【会社回答】 同上**

⑦睡眠時間は6時間を確保すること。

大阪第二運輸所行路・・・B417・418・1409 行路

【会社回答】 同上

⑧大阪第二運輸所 3 組及び 4 組交番順序表における居流し行路 B402 行路と B1403 行路を振り替えること。

【会社回答】

行路・交番は列車ダイヤ及び就業規則等に基づくと共に、労働時間や列車種別・出先地など多くの要素を踏まえて作成しており、現行通りとする。

⑨訓練時間の待ち時間は、1 時間以内とすること。また、前訓練の指定について、訓練終了後から出勤時刻まで、最低 40 分以上とし食事時間を確保すること。

【会社回答】

訓練指定に際しては、待ち時間が短くなるよう配慮しているが、訓練期間や勤務変更等により、場合によっては 1 時間以上の指定になることがある。

⑩車掌の短巡回行路における一日 6 往復の巡回を止めること。

大阪第一運輸所行路・・・S 1351・1352・1353・1354・1355 行路

大阪第二運輸所行路・・・S 1451・1452・1453・1454・1455・1456 行路

【会社回答】

行路は列車ダイヤ及び就業規則等に基づくと共に、労働時間や列車種別・出先地など多くの要素を踏まえて作成しており、現行通りとする。

⑪車掌の短巡回行路は、連続 3 往復の巡回を止めること。

【会社回答】 同上

#### 4. その他について

①乗務員の一日労働時間を 7 時間から 6 時間 45 分に変更すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

②車内でも新型車掌携帯端末及び業務用携帯電話を充電出来るように充電コードを設置すること。

【会社回答】

車掌携帯端末については、自所及び出先地の概算でバッテリー交換が出来るようにしており、寝室での充電も可能としている。業務用携帯電話については、充電コードを行路毎に貸与しているので、やむをえない場合は、車内の業務用室で充電してもよい。

③東京駅折り返し時における 8 号車～10 号車の車内点検は、車掌長ではなく駅係員を

増やし、駅係員に点検させること。

【会社回答】

N12ダイヤの導入により、東京駅在線時間が短縮し、1時間当たりの最大列車本数が増加する中において、東京駅車内点検作業について一部号車については車掌が担い、駅と車掌が連携して対応することが効率的な業務執行体制という観点で最も適切であるとの判断に至ったものである。

④新幹線車内業務の見直し以降、列車長・車掌長への業務量が増大している。乗客・乗務員の安全確保のために車掌乗組みを2名体制から3名体制に戻すこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

⑤短巡回担当列車を平準化すること。特にオリンピック・パラリンピック開催中は、短巡回担当車掌を増やし乗客・乗務員の安全確保に努めること。

【会社回答】

現状で対処されたい。

## アルコール検査時分を答えられない会社！

組合：アルコール検査に必要な時間を明らかにせよ。

会社：必要な時間は確保している。

組合：その必要な時間を開示しせよ。

会社：合理的な時間を措置している。

組合：だったら開示したら良いじゃないか。

会社：必要な時間は確保している。

組合：時間を言ったら何か都合が悪いことでもあるのか。

会社：必要な時間は確保しているというので、十分に回答していると考えている。

組合：その時間は何分ですかと聞いている。言う必要はないということは労使間ではならない。質問に対して誠意を持って答えよ。

会社：誠意を持って回答している。

組合：だったら何分なのか。

会社：必要な時間は確保している。それ以上でも、それ以下でもない。

組合：準備報告時間の内訳を明らかにされたい。

会社：必要な時間は措置している。

組合：アルコール検査を1回した人と3回した人と労働時間は一緒なのか。

会社：アルコール検査に必要な時間は確保しているので、1回目であろうが3回目であろうが必要な時間は確保している。

組合：準備報告時間に入っているアルコール検査の1回目、3回目と同じということはどういうことか。

会社：・・・

組合：1回目、2回目の時間の間がある。言っている意味は分かるのか。

会社：分かる。

組合：14分の準備報告時間で、アル検を14分の間に1回の人、2回の人、3回の人、14分は変わらない。それは、おかしくないのか。

会社：必要な時間は確保している。

組合：割合がある。14分という根拠がある。1回、2回、3回やる人の時間が変わってくる。でも14分だ。何でそうなるのか教えて頂きたい。

会社：・・・。

組合：必要な時間は確保している。それは1回ですか。2回ですか。3回ですか。

会社：労働実態があれば適切に措置している。

組合：3回のアル検の時間を14分の準備報告時間に確保しているのであればいい。

会社：適切な時間は確保している。

組合：組合はアルコール検査の時間は何分だと聞いている。

会社：適切に時分を算定しているし、労働時間の管理もしっかりしている。

組合：出勤点呼前に自主的にアルコール検査をしている。1回、2回、3回で14分以上掛かった場合、どのように措置するのか。

会社：過程の話しでも答えられないが。労働が発生していれば労働時間として捉える。

組合：14分が過ぎたらどうなるのか。

会社：当直が把握している。

組合：アルコール検査に掛かった時間について、個人情報の開示を請求すれば開示するのか。

会社：出てこない可能性はある。

組合：やって見なければ分からないということか。ちゃんと毎日、個別に何分から始めて何分で終わったと付けているのか。

会社：ちゃんと把握している。

組合：アルコール検査の時間を明らかにしないということか。

会社：適切に措置をしている。

組合：答えられないのだな。

**2018年3月17日より乗務員のアルコール検査が実施されています。しかし、アルコール検査に掛かる時間を明らかにするよう業務委員会の席上強く求めて来ましたが、会社は、「必要な時間は確保している」「適切に措置している」と回答し詳細を明らかにしませんでした。**

以上